

# 第 1 章 計画策定の背景と基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

健康は、人の元気と安心の源であり、希望あふれる社会を築く礎です。心身の健康を維持、向上し、生活の質を高めることは市民の共通の願いといえるでしょう。

三島市では、平成元年に「健康都市宣言」を行い、「健康みしま21」を策定するなかで、生活習慣病予防をはじめとする疾病対策、市民が主体的に取り組む健康づくりや地域、グループで支えあう健康づくりへの支援に努めてきました。

また、平成21年3月には「食育推進都市宣言」を行い、市民が自らの食を考え、食に対する知識や選ぶ力を身に付けられるよう、産・官・学・民の「協働」により、あらゆるライフステージにおける食育活動を推進し、市民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを進めています。

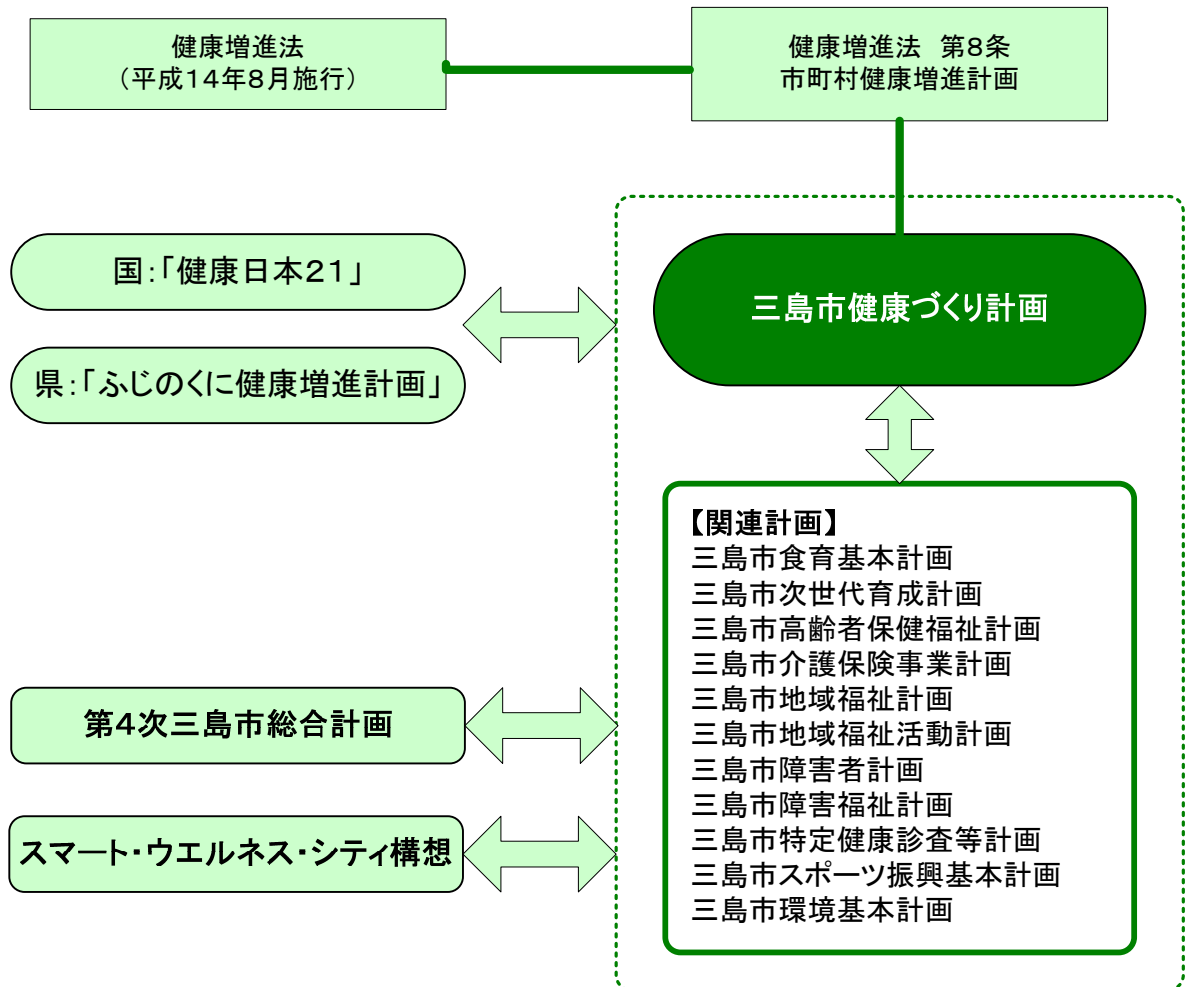
今後さらに、人口減少、少子高齢化など社会情勢の変化と、市民のライフスタイルや健康に対する意識が多様化していくことが予想され、市民一人ひとりが生涯にわたり自立した生活ができる健康寿命の延伸に向け、生活習慣の改善を図ることはもとより、健康と密接な関係のある社会環境の変革にまで踏み込んだ総合的な健康施策の構築が急務となってきます。

こうしたなか三島市では、「スマート・ウエルネス・シティ構想」による“健幸”都市づくりに積極的に取り組んでいきますが、市民の健康の現状を把握し課題を整理するとともに、今後、三島市が進めていく健康づくりの基本理念とその実現に必要な方策を示すため、平成23年度で終了する「健康みしま21」の後を受け、新たな健康増進計画である「三島市健康づくり計画」を策定することといたしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画です。

三島市として健康増進に関する基本的な事項について定めるものであり、三島市における関連計画等との整合を図るものとします。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度(2012年)から平成33年度(2021年)までの10年間とします。また、目標達成状況については、計画の中間年にあたる平成28年度(2016年)に中間評価及び見直しを行い、平成33年度に最終評価を行います。

